

## 第三管区海上保安本部公示第 11 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 6 年 4 月 19 日

第三管区海上保安本部長

宮本 伸二



### 令和 6 年度東京湾北部水路測量

- |         |   |
|---------|---|
| 1 測量計画者 | 第三管区海上保安本部<br>神奈川県横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番地   |
| 2 測量実施者 | 第三管区海上保安本部<br>神奈川県横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番地   |
| 3 測量期間  | 令和 6 年 5 月 20 日から令和 7 年 3 月 19 日までのうち<br>55 日間  |
| 4 測量区域  | 別添付図  |
| 5 実施方法  | 測量船「はましお」による水深調査、底質調査   |
| 6 その他   | イ 水路測量を行っている船舶は、水路業務法第 17 条に基づく<br>水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に<br>定める白紅白の標識を掲げる。<br>ロ 三管区水路通報により周知する。<br>ハ 天候その他の理由により、日程を変更することがある。 |

# 付図

1:75,000

基図はW1061より採る

